

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	

2. 措置期間 令和5年12月4日～令和6年1月3日（1か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項及び別表第2第15項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) その業務に関し法令に違反したとき。 (2) 略 (3) 略	当該認定をした日から1月以上9月以内

問合せ先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227